

三重県住生活基本計画（概要版）

～令和新時代の持続可能で快適な住生活をめざして～

（令和4年6月）



三重県住生活基本計画とは

「三重県住生活基本計画（県計画）」は、本県における住宅政策の目標・基本的な施策・成果指標等を定めるもので、今後の住宅分野の具体的な施策の指針となる計画として、「住生活基本法」の規定に基づき、「住生活基本計画（全国計画）」に即して定める都道府県計画です。

本計画は、本県がめざす住生活の将来像、その実現に向けた方法、県、国、市町、住宅関連事業者、県民等各主体の役割を明確にし、共有することを目的としています。

計画見直しの必要性

前計画策定時の平成29年以降、人口減少・少子高齢化、空き家の増加、頻発・激甚化する自然災害、南海トラフ地震などへの対策の必要性が高まっているほか、持続可能な開発目標（SDGs）、「2050年カーボンニュートラル」の実現といった新たな取組も求められています。

また、新型コロナウイルス感染症によって県民の生活は極めて大きな影響を受け、住生活に対する意識や価値観も大きく変化しました。

これらに的確に対応していくため、全国計画が改定され、県計画も見直すこととなりました。

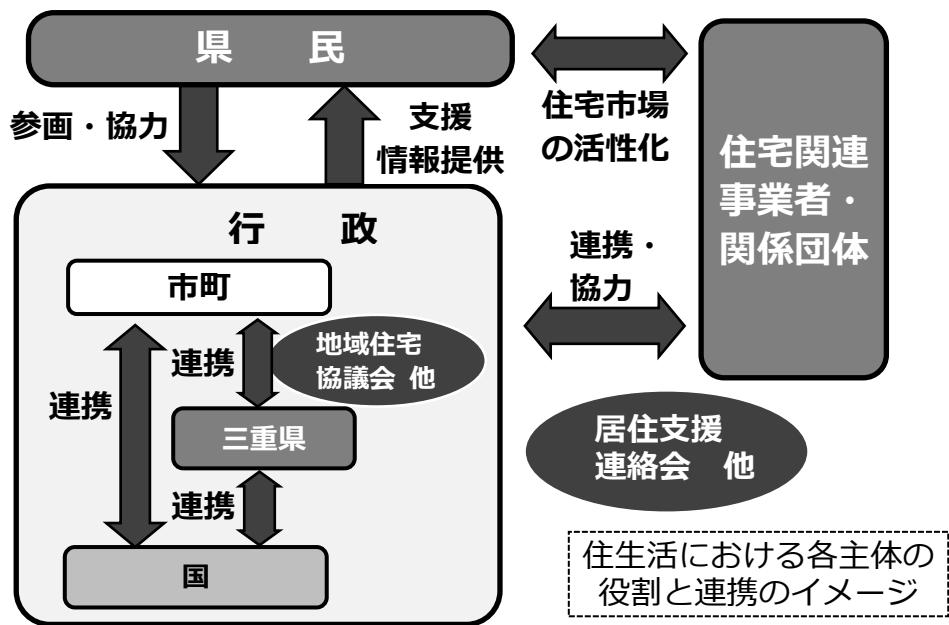
計画の概要

計画期間

本計画は、令和4年度から令和12年度までの9年間を計画期間とします。
なお、「住生活基本計画（全国計画）」の見直しや、社会経済情勢の変化及び施策の効果に対する評価を踏まえて、おおむね5年ごとに見直しを行います。

計画の実施主体

本計画で示す施策が効果的に、また継続して実施されるよう、県のほか、国、市町、住宅関連事業者・団体及び県民との連携・協力体制により計画を推進します。



計画の進行管理

本計画を進めるにあたっては、本計画で掲げる各取組の進捗状況の目安となる成果指標を定期的に把握し県のホームページで公表します。計画の進捗状況は、三重県居住支援連絡会等の機会を活用し、県民の皆さんや関係団体他の意見を参考に分析、評価等を行います。

三重県の住生活に関する基本方針、目標及び施策

三重県の住生活の将来像を次のとおり掲げ、その実現のため、住生活に関する基本方針、目標及び具体的な施策を定めています。

三重県の 住生活の 将来像

“住みたくなる” “住み続けたくなる”
快適で安全な住まいを創出し、
人びとと地域の活力に資する住生活

基本方針1 安全な住まいづくり

全ての県民の生命と財産を保障し、安全な住生活を営むことができるよう、想定されるあらゆる災害に強い住まいづくりをめざします。

<目標>

1-1

安全な住まいで暮らす



1-2

住宅地での災害を減らす



● 基本的施策

- 住宅の耐震化の促進
- 災害に強い適法な住宅の確保
- 住宅の防犯対策の促進



- 災害に強いまちづくりの推進
- 空き家の除却の促進



基本方針2 良質で多様な需要に応える住まいづくり

県民の多様な居住ニーズに応えるため、良質な住宅ストックの供給や既存住宅の活用、住まいに関する積極的な情報提供に取り組み、良質な住まいづくりをめざします。

<目標>

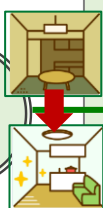
2-1

より良い住まいを実現する



2-2

既存住宅の価値を高め、活用する



2-3

住まいの疑問にこたえる



● 基本的施策

- 長期優良住宅の促進
- 新しい生活様式に対応した住宅の整備
- 高齢者や障がい者に対応した住宅の整備
- 住生活関連産業における担い手確保・DXの推進



- 既存住宅市場の活性化と住み替え支援
- 空き家などの有効活用
- マンションの適切な維持管理による長寿命化や円滑な建替えの推進



- 住まいに関する総合的な情報提供
- 住まいの相談体制の充実

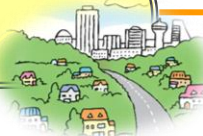


基本方針3 地域の豊かさを実感できる住まいづくり

全ての県民が、質の高い日常生活を営むことができるよう、住環境を守りつつ、魅力ある地域における住まいづくりをめざします。

<目標>

3-1 魅力ある地域にする



3-2 環境をまもる



● 基本的施策

- 日常生活の利便性確保（コンパクトシティ）
- 中心市街地の再生と地域コミュニティの活性化
- あらゆる世帯・世代が共存できる地域づくり
- 三重県への移住促進



- 住宅の省エネルギー性能の向上と再生可能エネルギーの普及
- 建築廃材の再利用の促進
- 地域資源の活用
- 豊かな景観の確保



基本方針4 住宅確保要配慮者が安心できる住まいづくり

高齢者、低額所得者、被災者などの住宅確保要配慮者が、安心して住生活をおくれるように、公営住宅の供給に加え、民間賃貸住宅の活用を進め、重層的な住宅確保の仕組みの構築をめざします。

<目標>

4-1 住まいに困ることがないようにする



4-2 災害時の住宅を確保する



4-3 県営住宅のあり方を考える



● 基本的施策

- 住宅の確保に特に配慮を要する人への居住支援
- 高齢者の安心を保証するための住宅整備の推進
- 公営住宅の適正な維持管理と供給
- 公営住宅の計画的な整備
(具体的な供給目標量は下表参照)



- 災害発生直後の一時的な居住の確保
- 復興事前準備と発災後の復興段階における住宅の恒久的な確保



- 入居率低下の調査・分析・新たな活用方法の検討
- 老朽化が進む県営住宅の将来的な対応方針の検討・計画の策定



公営住宅などの供給目標量

	令和3年度～7年度(5年間)	令和3年度～12年度(10年間)
①要支援世帯数	3,500 世帯	7,700 世帯
②公営住宅などの供給目標量	4,090 戸	8,040 戸
充足率(②/①×100)	117%	104%

地域特性に 応じた取組

南北に長く、地域ごとに特徴が大きく異なる本県の状況を踏まえ、各々の地域特性に応じ、市町と連携して重点的に進めるべき取組を定めます。
このうち、北勢地域（桑名市、四日市市、菰野町、鈴鹿市）及び中南勢地域（津市）では、土地区画整理事業の施行地区を中心に、住宅及び住宅地の供給を重点的に図ります。

成果指標

将来像の実現に向け、その進捗状況を把握するため、基本方針に対しての成果指標を以下のように設定します。

	指 標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和12年度)
基本方針1	【目標 1-1 安全な住まいで暮らす】 住宅における耐震化率	86.1%	91.6%
	【目標 1-2 住宅地での災害を減らす】 空き家の除却補助戸数	1,108 戸/年	2,000 戸/年
基本方針2	【目標 2-1 より良い住まいを実現する】 新築住宅における長期優良住宅の割合	24.5%	28.5%
	【目標 2-2 既存住宅の価値を高め、活用する】 県内の住宅リフォーム市場規模	947 億円 (令和元年)	1,300 億円
	【目標 2-2 既存住宅の価値を高め、活用する】 空き家を活用するための改修費用の補助制度を有する市町数	17 市町	29 市町
	【目標 2-3 住まいの疑問にこたえる】 住宅関連団体における相談対応件数	782 件/年	1,200 件/年
基本方針3	【目標 3-1 魅力ある地域にする】 地域に愛着があり住み続けたいと感じている県民の割合	76.0%	82.0%
	【目標 3-1 魅力ある地域にする】 県外の移住希望者に対するセミナー・相談会等の実施数	34 件/年	40 件/年
	【目標 3-2 環境をまもる】 (再掲)新築住宅における長期優良住宅の割合	24.5%	28.5%
基本方針4	【目標 4-1 住まいに困ることがないようにする】 公的な支援を要する世帯数に対する公営住宅の供給数の割合	97.9%	100.0%
	【目標 4-1 住まいに困ることがないようにする】 居住支援協議会の市町人口カバー率	0.0%	50.0%
	【目標 4-1 住まいに困ることがないようにする】 県営住宅の長寿命化工事達成割合	8.3%	100.0%
	【目標 4-2 災害時の住宅を確保する】 市町の復興事前準備の着手率	58.6%	100.0%
	【目標 4-3 県営住宅のあり方を考える】 県営住宅の入居率	68.6%	80.0%

三重県県土整備部住宅政策課

〒514-8570 津市広明町 13 番地
TEL:059-224-2720 FAX:059-224-3147 E-mail:jutaku@pref.mie.lg.jp